

新しい風ニュース NO182

やまがたの環境とくらしを考える会 (巻219)
岐阜県山県市西深瀬208 Tel・FAX 0581-22-4989

なんでも相談 どの政党とも無関係の 寺町ともまさ 2007年1月27日
HP ⇒ <http://gifu.kermin.net/teramachi/> メール ⇒ tera-t@ktroad.ne.jp
私のブログにアクセスするには「てらまち」で検索するのが一番です

選挙のポスター代を税金で負担する制度は廃止を！

市長や議員の選挙のポスター代、選挙カーの賃貸料やガソリン代、運転手の日当などを負担する制度があります。選挙公営といいます。

ところで、山県市は、今から3年後に財政が破綻する(基金崩しても赤字)という予測をしています。財政が厳しいことなどから、山県市は今年4月から、保育料を所得などに応じて1.1倍~3.5倍に引き上げ、水道料も今年4月から3年間で5割引き上げます。

このように、市民生活にしわ寄せしながら、他方で、市長や議員の選挙のあと、「候補者として自分が使った分を税金で出してくれ」とは、あまりにずうずうしく、市民に対して無責任です。

現在の山県市議は22人。そのうち21人の議員と市長が前回の選挙で、「税金で選挙のポスターや車代を出してくれ」と請求しました。請求があれば市は払う義務があります。

前回の市議選では合計1000万円以上になりました。

バブルのころの豊かな時代ならまだしも、いまだき、こんな条例はなくしましょう。

署名にご協力ください！ 署名簿はすぐにお送りします

条例廃止の直接請求の署名集めにご協力いただける方は、上の連絡先の私のところまでお知らせください。郵送するなどいたします。

署名は、通常は「1ヶ月間」集めることができますが、今回は4月8日に県議選の投票日があることから、その60日前の**2月6日(火)まで**となります。きわめて短期間です。

署名は、ご家族などの分だけでも、お一人分でも結構です。収集を終えられた署名簿は、まことに申し訳ありませんが、寺町方に**2月10日(土)までに返送**していただけるよう、お願いいたします。提出します。

◆この教日で寄せられた声の一部を紹介します

- ◎ そんな制度があるとは知らなかった。自分の費用ぐらい、当然、自分で出すべきだ。
- ◎ 政党に入っている人に聞いたが、「そんな制度があるなんて知らない」と言っていた。
- ◎ 市長は年間1000万円以上もらうんでしょ。議員は年間500万円以上でしょ。選挙費用なんか自分で出したらどうですか。
- ◎ そんなことやめて。私は、いずれ生活保護を頼まなきゃ、という状態なんですよ。
- ◎ 市のテレビ放送があるから、全員が政見を放送するようにしたらいい。
- ◎ 議員はしっかり発言して欲しい。時に、議案に「反対」すらできない議員はダメだ。
- ◎ こういう運動を始めてくれてありがとう。公職にあるから署名簿の受任者にはなれないかもしれないけど、たくさん集まるように頑張りますよ。

〔1〕 中日新聞 2006. 11. 24 朝刊一面・左上

統一選公費の無駄ノ

来春の統一地方選に向け、東海地方の市議らが十二月議会で、ポスター作成やガソリン代など選挙費用の公費負担の引き下げや透明性の確保を求める運動を始める。皮切りに愛知県日進市議が二十九日に開会する定例会に市費負担の上限額を引き下げる条例改正案を提案。岐阜県山県市議や三重県鈴鹿市議も十二月議会で同趣旨の一般質問を予定しており、各地方議会の議論にも影響を与えそうだ。

12月議会に提案

運動の中核は、「女性を議会に」ネットワークあいち・きふ・みえ（女性議会ネット）（議員十四人、市民五十人）など東海三県の無党派の地方議員や市民らでつくる三団体。日進市の後藤尚子市議は、現在約三十六万八千円のポスター代の上限を二十四万六千八百五十円、七千三百五十円（二日当たり）のガソリン代を四千二百円に改める内容の提案をする。

日進、山県、鈴鹿…

無党派市議スクラム

選挙費用の公費負担は「選挙公営」と呼ばれ、地方選ではポスターや自動車経費などの上限額を各自自治体が条例で規定している。だが、実際の相場より高いとの指摘があり、全国で監査請求や公費負担の削減、廃止を求める動きも起きている。

二〇〇三年の日進市議選について、後藤市議は立候補した三十人が市に請求した費用を情報公開請求。その結果、ポスター代では半数以上が上限かそれに近い金額を、ガソリン代では上位三人だけで全体の三分の一の額を請求していたという。

後藤市議は「実勢価格とかけ離れているにもかかわらず、多くの候補者が上限額いっぱい請求をしている。行財政改革のためにも放漫な公費の使用はやめるべきだ」と話している。

緊縮型で財政運営

市長 来年度予算編成で見解

【来年度予算編成】寺町議員が、市の財政予測についてただし、林宏優総務部長が「このままでは二〇〇九年度に財源不足が予測されると答弁。このため、職員意識改革や事務事業の見直し、経費削減に努め、新年度当初予算案編成でも、経常的経費は保健・医療費などの義務的経費を除いて対前年度15%削減、普通建設事業費などの臨時経費は特別な事業を除いて同20%削減を目安にして予算編成に取り組むとした。」

（小西里奈）

2006. 12. 21 岐阜

制度取りやめ
機会均等目的
【市の選挙費用負担】
寺町議員が、市長や市議の選挙で、市がポスター

2006. 12. 21 中日

山県市が導入している選挙ポスター費用などを市が負担する「選挙公営」制度について、寺町氏が見直すべきだと質問したが、市側は「条例改正は考えていない」と見直しを否定した。

（山下麻子）

代や車の燃料代などを負担する制度の取りやめと支給上限額の引き下げについて質問。平野市長は「お金のからない選挙を実現し、候補者間の選挙運動の機会均等を図る目的で制度化された」と答え、ポスターの作製方法や走行距離について、さまざまケースを考慮して定めたと説明した。また、今後については「ほかの自治体でも制度の見直しを検討されており、今後、全国的な動向をみながら慎重に検討したい」とした。

山県市議会議員及び山県市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例廃止請求書

《1 請求の趣旨》 市長や議員の選挙の時のポスター代、選挙カーの賃貸料やガソリン代、運転手の日当などについて、選挙後、候補者から請求があったら税金で負担する制度がある。山県市は2003年(H15年)の合併時に導入した。選挙はがきの経費負担は義務的であるし、有権者に候補者の政策を周知するための選挙公報の頒布の(経費負担の)意義は高く評価されている。しかし、ポスターなどの公営には多様な議論がある。

(1) 山県市長は、「『選挙公営』の趣旨は、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として制度化されている」としているが、そうであれば、「『町村の選挙』では選挙カーやポスターなどの選挙公営を採用できない法制度である」という事実の説明がつかない。

(2) 選挙に出ても、適法かつ適正な政治活動、選挙運動をするなら立候補に必要な総経費は、大都市でなければ何百万円にもならない。お金のかからない選挙を実現することは、候補者が努力すべきことであって、税金で負担することは、選挙経費を減らすことに逆行するだけだ。選挙は、意志を持って立候補するのだから、経費は候補者が自分で出すべきで、贅沢なポスター代などを公費で認めようということは筋違いだ。

(3) 過去に、選挙ポスター代の水増し請求が見つかった自治体もある。実際に、制度の趣旨に厳格に従って請求すれば、請求可能な金額は低いといわれる。現在の規定のポスター印刷単価は世の中の実勢価格と合致しておらず、大幅に引き下げる自治体もある。いまや、選挙公営は本来の制度の趣旨を逸脱して、高額な選挙経費の単なる一部補填制度だという人もいる。

(4) 山県市では、3年後の2009年(H21年)に財政破綻(可能な基金を崩しても財源が不足すること)の予測が出ている。水道料は一律に5割も引き上げ、保育料も大幅に引き上げるなど、市民の生活全般の負担を大幅に引き上げざるを得ない山県市にとって、「選挙に金がかかるから候補者の経費は税金で負担を」というのは、不合理である。選挙公営を廃止することこそが、市民に対する答えであり、責任である。

(5) 多様性は自治や分権の基本である。財政に余裕のある自治体はともかく、財政の著しく困窮した山県市においては、市民の理解を得られない選挙の候補者の費用を税金で負担するというこの条例は、本年4月の市長選挙の前に廃止すべきである。

……… 条例廃止請求・趣旨の補充（任意に添付しているもの） ………

(一) 山県市長の2006年12月議会での答弁は、「2004年の市議選で本市が候補者のポスター作成や自動車関係の支出として負担した金額は約1,000万円」「候補者の経済的負担を軽減することにより、だれもが立候補しやすい環境整備を図ることで、ひいては、より良い地域社会を創っていくための制度である」「志は高く有能でありながら、経済的な理由で躊躇される方があれば、それが本市にとって良いことなのかどうかという議論も忘れられてはならない」「本人が負担するか、または市へ請求するかの判断は、結局候補者に委ねられる」などであるが、条例維持のための答弁というしかない。

(二) さらに市長は、「ポスターの出来栄えについて大変こだわられる方の場合、デザインも複数案を求められたり、顔写真や文字体を何度も修正されたり、紙質についても耐久耐久性でこだわったり、といった具合に実勢価格での企画費も当然割高となるから、(現在の制度の)ポスター単価が実勢価格と合致しているかは一概には言えない」とする。しかし、私生活のことなら「趣味」「嗜好」の選択は自由としても、選挙経費を税金で負担することについて、「贅沢を容認」する姿勢は市民には受け入れがたい。

(三) 組織などに頼らず低額な経費で選挙をする人たちにとって、公費負担の金額は意義が高いとの意見もあるが、総額を切り詰めた選挙なのであるから、ポスターの低額化など従来の公費負担部分や諸費のさらなる経費削減は可能である。潔くあるべきだ。

(四) 仮に、市では選挙経費が高いから必要な制度だとの意見があったとしても、当選すれば、町村と違って、毎月数十万円以上の報酬(ボーナスを含めればその1.4倍以上)を得られる議員らにとって、ポスター代などの経費は相殺できるとも言える。山県市の場合でいえば、当選すればすぐに報酬月額33万円(ボーナスを含めればヶ月当45万円以上)が支給される。

(五) 議員には、全国で社会問題になり、返還訴訟もたくさん起こされている「政務調査費」が別に支給されている。これも、希望して申請した議員や会派に対して交付される。山県市では一人ヶ月1万円 で年間12万円、1期4年分の合計では、市全体の交付額はおおよそ1000万円になるとみられる。

(六) 結論として、ポスターなどの公営の条例は廃止すべきである。 以上

● **直接請求という制度の説明**

ひとことというと、ある条例を制定・改正・廃止してほしいとき、「受任者」が持つ「署名簿」に「有権者」が「自ら署名」して集まった「署名簿」を選挙管理委員会に提出、人数の確定後に首長に本請求。その後、「首長」が「議会を召集」し、「条例案」を議会が審議して決定する制度。解散や解職などの「リコール」も直接請求の一つ。

次のニュースは、2月5日(月)朝刊でお届けする予定です。